

静岡県告示第99号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による質量計の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき告示する。

なお、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による計量器の所在の場所で行う定期検査は、令和元年9月9日から令和元年9月18日までの間に実施する。

令和元年6月25日

静岡県知事 川勝平太

1 定期検査日程

検査区域 森町

検査期日	検査時間	検査場所
7月29日(月)	午前11時～午後2時30分	三倉総合センター
7月30日(火)	午前10時30分～午後3時	森町役場
7月31日(水)	午前10時30分～午後3時	森町役場
8月1日(木)	午前10時30分～午後3時	森町役場

検査区域 袋井市

検査期日	検査時間	検査場所
8月19日(月)	午前10時30分～午後3時	袋井市役所浅羽支所
8月20日(火)	午前10時30分～午後3時	袋井市役所浅羽支所
8月21日(水)	午前10時30分～午後3時	袋井市役所浅羽支所
8月22日(木)	午前10時30分～午後3時	袋井市役所浅羽支所
8月23日(金)	午前10時30分～午後3時	三川コミュニティセンター
8月26日(月)	午前10時～午後3時	袋井市役所
8月27日(火)	午前10時30分～午後3時	山名コミュニティセンター
8月28日(水)	午前10時～正午	袋井西コミュニティセンター
	午後1時～午後3時	袋井南コミュニティセンター
8月29日(木)	午前10時30分～午後3時	今井コミュニティセンター
8月30日(金)	午前10時～午後3時	袋井北コミュニティセンター
9月2日(月)	午前10時～午後3時	袋井市役所

2 定期検査対象特定計量器

質量計（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号のうち自重計及び自動はかりを除いたもの）で取引又は証明に使用するもの

3 定期検査実施機関

静岡県指定定期検査機関 一般社団法人静岡県計量協会